

○ 経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
2 実施対象 都道府県営又は団体営の土地改良事業が行われる予定の地区(土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第117条の区(以下「換地区」という。)を定める予定の地区にあつては換地区を含む。以下単に「地区」という。)であつて、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事(以下「知事」という。)が適当と認めるものとする。 (削る。) 4 実施内容 本事業は、次の業務項目の中から、当該地区において必要とする業務項目を選択して実施するものとする。 ただし、(1)、(4)、(5)、(8)及び(13)の業務については必須の業務とし、他の業務は地区の実情に応じて選択して実施するものとする。 なお、その具体的な実施方法については、おおむね、別紙「経営体育成促進換地等調整事業作業要領」によるものとする。 (1)～(14) (略) (削る。) 5 事業の実施時期 本事業における各業務の実施時期は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) スマート農業導入推進計画（農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙2	2 実施対象 都道府県営又は団体営の土地改良事業が行われる予定の地区(土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第117条の区(以下「換地区」という。)を定める予定の地区にあつては換地区を含む。以下単に「地区」という。)であつて、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事(以下「知事」という。)が適当と認めるものとする。 <u>なお、4の(15)の業務については、当該土地改良事業を実施中の地区とする。</u> 4 実施内容 本事業は、次の業務項目の中から、当該地区において必要とする業務項目を選択して実施するものとする。 ただし、(1)、(4)、(5)、(8)及び(13)の業務については必須の業務とし、他の業務は地区の実情に応じて選択して実施するものとする。 なお、その具体的な実施方法については、おおむね、別紙「経営体育成促進換地等調整事業作業要領」によるものとする。 (1)～(14) (略) <u>(15)経営体育成換地調整</u> <u>土地改良事業着手前に選択実施された(14)までの業務の成果を踏まえ、当該土地改良事業の換地業務を実施する土地改良区等が育成すべき経営体への農用地の利用集積を進めるため、関係権利者との調整等を行い、その調整結果に基づき、従前の土地への利用権の設定を行うための農用地利用集積計画作成の申出（基盤強化法第18条第5項による申出をいう。以下同じ。）を実施する上で必要な業務</u> 5 事業の実施時期 本事業における各業務の実施時期は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) スマート農業導入推進計画（農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙2

の第5の1の(3)又は農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別紙2の第5の1の(3)のスマート農業導入推進計画をいう。以下同じ。)を作成した地区又は連携管理保全計画(土地改良法第57条の11第1項に規定する連携管理保全計画をいう。以下同じ。)にスマート農業導入推進計画の内容が記載されている地区の場合にあっては、4年以内とする。

(4) 次に掲げる整備の全て(中山間地域にあっては、次に掲げる整備のいずれか)を予定しており、省力化整備計画(農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙2の第5の1の(4)又は農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別紙2の第5の1の(4)の省力化整備計画をいう。以下同じ。)を作成した地区又は連携管理保全計画に省力化整備計画の内容が記載されている地区((3)の場合を除く。)の場合にあっては2年以内とする。

- ① 2ヘクタール以上(北海道にあっては3ヘクタール以上)の区画(隣接するほ場と均平が図られており、簡易な畦畔除去により2ヘクタール以上(北海道にあっては3ヘクタール以上)となる区画を含む。)の整備
- ② 畦畔や施設等の維持管理や水管理の省力化を図る整備

6 成果品等

事業主体は、本事業の成果として、次の成果品を作成し、保管するものとする。

- (1)～(9) (略)
- (削る。)

別紙

経営体育成促進換地等調整事業作業要領

(削る。)

の別記様式第1号の別添4又は農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別紙2の別記様式第1号の別添4のスマート農業導入推進計画をいう。)を作成した地区の場合にあっては、4年以内とする。

(4) 4の(15)の業務は、当該地区において実施する土地改良事業の着手後、一時利用地の指定を行うか又は行った地域を対象として、その指定が実施された年度又はその翌年度に実施するものとする。

6 成果品等

事業主体は、本事業の成果として、次の成果品を作成し、保管するものとする。

- (1)～(9) (略)
- (10) 4の(15)の業務を選択した場合には、「利用権設定申出実績調書」

別紙

経営体育成促進換地等調整事業作業要領

第15 経営体育成換地調整

1 経営体育成換地調整の実施

土地改良事業着手前において選択して実施された第14までの業務の成果を踏まえ、当該土地改良事業の換地業務を実施する土地改良区等が育成すべき経営体への農用地の利用集積を推進するため、次の業務を実施するものとする。

(削る。)

- (1) 換地予定地たる一時利用地の指定を実施するための従前の土地の権利関係の再確認
- (2) 権利者ごとの名寄帳の修正
- (3) 一時利用地の指定計画の作成及び関係権利者との調整等
- (4) 一時利用地の位置に着目して、育成すべき経営体の経営農用地の隣接地に一時利用地の指定を受けた者が経営体への新規利用権設定を実施するための調整
- (5) 従前の土地への利用権の設定を行うための農用地利用集積計画の作成申出等

2 活動成果

上記の調整活動の成果を取りまとめ、利用権設定申出実績調書（別紙様式 22 号）を作成するものとする。

（別紙様式 22 号）

利用権設定申出実績調書

総括表

<u>整理番号</u>	<u>申出を行った農 用地の面積</u>	<u>申出年月日</u>	<u>農用地利用集積計画 公告（予定）年月日</u>	<u>申出に係る農用地の 一時利用指定年月日</u>	<u>備 考</u>
	<u>m²</u>				

- （注）1. 設定された利用権 1 件ごとに整理する。
2. 「農用地利用集積計画公告（予定）年月日」欄には、公告がされていない場合予定年月日を記入する。
3. この総括表に農用地利用集積計画の作成申出書の写しを添付する。

附 則

- この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- この通知による改正前の本要領に基づき実施され、この通知の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。